

講座Ⅱ 組合運営の基本2

③ 在籍専従制度 (手引き第1章-Ⅱ)

1. 在籍専従制度

在籍専従とは・・・「職員(従業員)としての籍を保持したまま組合役員等の業務に専念すること」(期間中は休職扱い)
→その期間の労働義務(公務では職務専念義務)が免除されなければならないので、使用者の協力が不可欠

民間の場合

※以下、データは2008年厚労省「労働組合実態調査」より

組合員数規模	在籍専従者数
5,000人以上	12.4人
1,000~4,999人	3.8人
500~999人	1.9人
300~499人	2.1人
100~299人	5.5人
30~99人	2.1人
1 労組平均	3.4人

在籍専従者数の実態

公務の場合

※以下、データは2009年第10回自治労組織基本調査より

自治労自治体単組の在籍専従者数 644人(全国)
1自治体単組の在籍専従者平均 約0.38人
在籍専従を置いていない単組 1,403単組(83%)

⇒民間と比べ、圧倒的に少ない専従者で組織を運営している実態

在籍専従者の取り扱い

<基本>法理上は、在籍専従は使用者の承諾があって初めて成立するものであり、この承諾を与えるか否かは使用者の自由
※在籍専従の諾否が支配介入を狙ったもの場合は、不当労働行為にあたる

労働協約に・・・
「何らかの規定」を設けている58.9%
「何らかの規定」を設けていない.....39.2%

→ 労使の取り決めに基づかない専従も慣例として存在していることがうかがえる

<基本>「職務専念義務」(地公法35条)があり、職員団体の業務にもっぱら専従することはできない(55条の2)

ただし...

「任命権者の許可を受けて、登録を受けた職員団体の役員としてもっぱら従事する場合は、この限りではない」(地公法55条の2-1項)
「登録を受けた職員団体の役員として専ら従事する期間は、職員としての在籍期間を通じて5年以内」(地公法55条の2-3項)
「職員の労働関係の実態にかんがみ、労働関係の適正化を促進し、もつて公務の能率的な運営に資するため、当分の間、同条3項中「5年」とあるのは、「7年以下の範囲で人事委員会規則又は公平委員会規則で定める期間」とする」(地公法附則20項)

2. 公務における在籍専従の留意点①

職務専念義務との関係(給与支払との関係)

<民間の場合>

「在籍専従者の給与負担は、通常は経費援助にあたる」(安田生命保険事件・東京地判平4.5.29)が、「その一時金の負担は経費援助にあたらぬ」とした例(北港タクシー事件・大阪地判昭57.2.4)がある

在籍専従者に対する何らかの給与支払を「組合に対する支配介入の一環としての経費援助」とみなすべきか否かは、労働組合の自主性を損なっているか否かを実質的に判断すべき

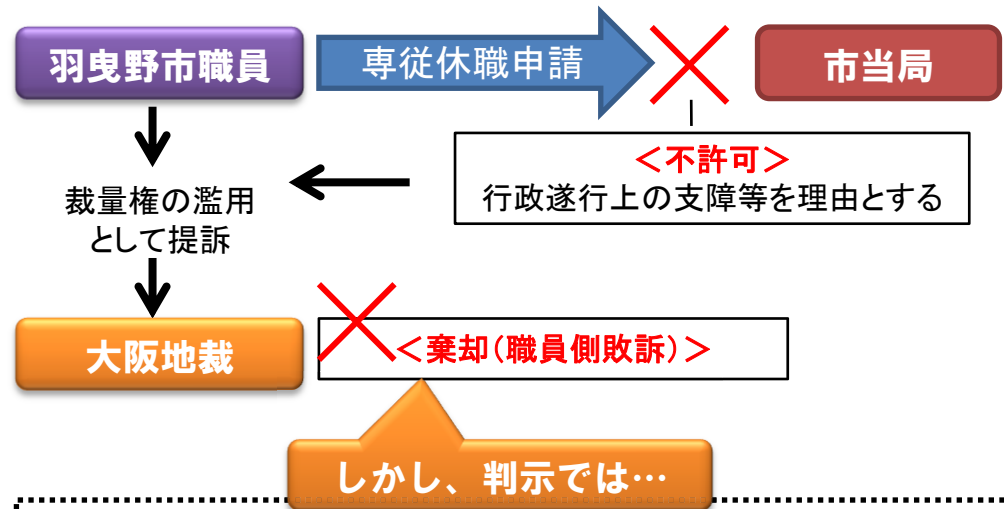
<公務の場合>

- 非現業公務員の場合は「職務専念義務」との関係があり、有給で組合活動に従事することは、労使合意に基づいていたとしても、原理的に不可能
- 「ヤミ専従」問題が、公務員労働組合活動についてマイナスイメージを与えてしまった現実もある

法令順守を徹底し、外部からの悪意のある指摘にも正当性を十分主張できる体制整備が必要

当局が在籍専従許可を出さない場合

「羽曳野市在籍専従不許可事件(大阪地判1992.10.2)」



つまり...

団結権を保証している以上、任命権者は在籍専従を許可する最大限の努力を払う義務を負うことは免れない



使用者が不許可の対応をとろうとする場合には、裁量権の濫用にあたる可能性があることに留意させる

3. 公務における在籍専従の留意点②

上部団体への在籍専従

(1)登録職員団体ではない上部団体への在籍専従は、不可能とする解釈あり

⚠ 橋本勇『逐条地方公務員法』

登録を受けた職員団体の専従役員が、上部団体の役員の地位を兼ねることはさしつかえないが、上部団体の役員の業務に専念する結果、登録職員団体の役員の業務に専念できなくなったときは、在籍専従許可は取り消されなければならない。

(2)対応策

①単組規約の整備

- ・規約の「目的」「事業」に、上部団体における任務を明記する
- ・また、「友好団体との協力、情報交換、提携」や「地方自治の研究等」を規定する必要も

②単組の執行委員としての地位

- ・上部団体の役員となる者を単組の役員として明確に位置付ける
- ※「特別執行委員」等の呼称の制約はない
- ※他の単組役員同様、役員選挙によって選任されている必要

③単組業務への従事

- ・単組の執行委員会・大会等に定期的に参加

④専従者の住所

- ・在籍専従許可を受けた際の当該自治体での住所を存置

⑤その他

- ・地公企労法適用の労働組合(現業・公企職員)の場合、職員団体の登録等の制約はないため、上部団体への専従期間中は、**専従者を「地公企労法適用職員(転任等)」として対応することも考えられる**

【参考】地方連合会等への在籍専従

～国公関連4法案審議での政府答弁(2012.9.5衆内閣委)～

「上部組織という観点がございますので、例えば、…社会的な労働運動という意味では、その組織の労働運動への参画の問題ということで考えることができる…ので、…そういった組織に参画するといったところもあり得るというふうには考えております」(園田内閣府大臣政務官—当時—)

⇒地方連合会等への在籍専従を念頭に置いた質問に対し、これへの専従もあり得ることを示唆した答弁をしている。